

## 令和6年度 処遇改善加算等の取得状況について

令和6年4月の報酬改定により、今までの「福祉・介護職員等処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ等加算」は、令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」（新加算）に一本化されます。

それに伴い当法人では、下記の届出をしております。

**申請加算：「福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）Ⅰ」 ※加算率13.4%**

※新加算は、Ⅰ～Ⅳ（加算率の違い）が設定

### <新加算算定要件>

以下の3種類の要件を満たすことが必要

#### 1. キャリアパス要件

##### 1) キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）

福祉・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

##### 2) キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

福祉・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。

- a) 研修機会の提供又は技術指導等の実施、福祉・介護職員の能力評価
- b) 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

##### 3) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）

福祉・介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。

- a) 経験に応じて昇給する仕組み
- b) 資格等に応じて昇給する仕組み
- c) 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

##### 4) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。 ※小規模事業所の為適用なし

##### 5) キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）

福祉・専門職員配置等加算等の届出を行っていること。

## 2. 月額賃金改善要件

- 1) 月額賃金改善要件Ⅰ ※令和7年度から適用  
新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。
- 2) 月額賃金改善要件Ⅱ  
前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）行う。

## 3. 職場環境等要件

### 新加算Ⅰ・Ⅱ

6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。

### 新加算Ⅲ・Ⅳ

6の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。

## <見える化要件への当社の取り組み>

当社の見える化要件に関する取り組みは以下の通り。

- 1) 入植促進に向けた取組
  - ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
  - ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- 2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
  - ・より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者養成研修、児童発達支援管理責任者研修等の受講支援等
- 3) 両立支援・多様な働き方の推進
  - ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
  - ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- 4) 腰痛を含む心身の健康管理
  - ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- 5) 生産性向上のための業務改善の取組
  - ・5S活動（業務管理手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
- 6) やりがい・働きがいの醸成
  - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善